

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年2月24日（令和5年（行個）諮問第62号）

答申日：令和5年6月15日（令和5年度（行個）答申第24号）

事件名：本人に係る刑事施設収容中の郵便発受信記録等の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる3文書（以下、順に「本件文書1」ないし「本件文書3」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年11月25日付け○管総発第243号及び同第244号により特定矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）を破棄し、開示の決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね別紙の2のとおりである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、処分庁に対し、令和4年10月14日受付保有個人情報開示請求書により本件文書1並びに同年11月4日受付保有個人情報開示請求書により本件文書2及び3に記録された各保有個人情報の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象保有個人情報については、法122条1項の規定に該当するとして、その全てを不開示とする決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象保有個人情報の開示を求めていることから、以下、本件請求の趣旨に合致する保有個人情報の同項該当性について検討する。

#### 2 本件対象保有個人情報の法122条1項該当性について

##### （1）開示請求等の諸規定の適用の除外について

法122条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報（当該裁判又は刑の執行等を受けた者に係るものに限る。）については、法第5章第4節が定める開示等の諸規定を適用しない旨を定め

ている。これは、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、未決拘禁者、受刑者等の立場で刑事施設等に收容されている者又は收容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあることから、開示請求等の諸規定の適用を除外することを趣旨としているものである。

## (2) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、それぞれ、特定の個人が特定の刑事施設に收容されている、又はされていた際の郵便物の発受信の記録、刑事施設に提出した願せん、及び作成した供述調書に記録された保有個人情報であるところ、これらはいずれも特定の個人が法令に基づき刑事施設に收容されている、又は收容されていたことを前提として作成・取得されるものであって、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に收容されている、又は收容されていたことが明らかになるため、法122条1項の規定に基づき、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものとして開示請求等の諸規定の適用は除外される。

## 3 原処分の妥当性について

以上のとおり、本件対象保有個人情報は、法122条1項の規定に該当することから、開示請求等の規定を適用除外とした原処分は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月9日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は法122条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

### 2 法第5章第4節の規定の適用の可否について

#### (1) 適用除外の趣旨

法122条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法第5章第4節の規定を適用しないとしているが、そ

の趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益となるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

本件対象保有個人情報は、上記第3の2(2)において諮問庁が説明するとおり、特定の個人が特定の刑事施設に収容されている、又は収容されていたことを前提として作成されるものであり、これを開示請求の対象とした場合には、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になるといえる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法122条1項により法第5章第4節の規定の適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法122条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件文書

#### (1) 本件文書 1

今回の勾留の始まりから、今に至るまでの郵便物の、総発受信内容。

「特定年月日 A 特定刑事施設 A 入所から、現在の特定刑事施設 B まで、特定年月日 B に至るまでの上記郵便発受信記録（発受信簿の内容）」

#### (2) 本件文書 2

審査請求人が刑事施設（特定刑事施設 A 及び特定刑事施設 B）に收容された特定年月日 A から、今現在（特定年月日 C）に至るまでに刑事收容施設へ作成をし、提出をした「全ての願セン」

#### (3) 本件文書 3

審査請求人が刑事施設（特定刑事施設 A 及び特定刑事施設 B）に收容された特定年月日 A より收容された日から、今現在（特定年月日 C）に至るまでに反則調査事案の中で、自身が供述をし、作成した「供述調書（の全部）」。

### 2 審査請求書

特定矯正管区は、刑事收容施設の中での事のみを理由とする、法 122 条 1 項適用除外を以って不開示としているが、これがそもそも本来の法の期待する処とは別の解釈をしていると考えられ、よって、審査を請求した。諮問に付された暁には、開示の決定とする採択を賜りたい。

(1) 行政不服審査法 4 条の 9 号では、刑事收容施設全体を網羅した上で、本質は「收容の目的を達成する為に、施設收容されている者に対し行われる処分」とするから、本人である請求者が、仮に收容者だとしても、開示請求の關係に、直接刑罰の意味を負担させるものは、条文上、その存在も有さない上、刑罰自体に由来した内容の開示など行ってはいない。

(2) 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律 14 条 5 号理由によれば、施設内の情報は全て、同条文に該当すると見られるも、実際は本件の開示請求対象が、「①特定年月日 A 特定刑事施設 A から、現在の特定刑事施設 B に至る迄の郵便発受信記録」（○管総発第 243 号）であって、これを以って施設内の安全と秩序を害するものに値すると考える事は、行政法務省全体が、職員の犯罪を摘示され、施設に対し汚名を与える事を秩序の維持とするものに解され、国家公務員と云う国家奉仕者たる者の行動にふさわしくない事実性の隠蔽と捉える他ないのである。実際に特定刑事施設 A で書類抜き盗りや、信書が消えた事件が存在し、信書隠匿は時効が成立したものの、書類の抜き盗りに対し、これは窃盗であるから、当時の警察が刑事事件で争った請求者の事件といい加減な事をしているが、窃盗を主軸に再告訴を行うには、重要なものとなり、実際存在する事も分かる中

で、これを開示しないのは、犯人隠秘に等しく、到底、行政機関の職員やる事ではない。（尚、内閣府に対し、本件は調査請求書も提出された。）国民の信頼を裏切る、職員に対する収容者の所有権利侵害（信書）や、その信書などで訴える活動の中、それを盗んだりする行為は、訴える事の権利侵害にも該当をする。すなわち、どんな理由にせよ、職員の犯罪を隠す行為に捉えられた。

- (3) 加えての対象開示請求が「②特定刑事施設Aから特定刑事施設Bに至るまでの『全ての願セン』，③同様の期間内の反則調査事案の中で自身が供述をし，作成した『供述調書での全部』」となり，同様刑事事件を争って，特定刑事施設Aの中で国家弾圧が敢行された事，それに伴い，特定刑事施設Bでも刑法12条2項に反し，まともに工場での作業もさせず，懲罰ばかり与へた不当な人権侵害を証明するのに，欠かせないものであって，（○管秘発第244号。）刑罰には，国家弾圧を与へるとはしていないから，（2）に由来する法（原文ママ）14条5号にも該当しない上，令和4年12月9日齋藤健法務大臣の（○刑内暴行）発表が記憶に新しいが，請求者は特定刑事施設Aの面会室で，知人より青アザだらけを指摘された上，立会の職員も「ここまでは知らなかった」と言っている。その事件は，暴行による付審判請求がされ，現在は抗告中であり，このような現実には許されてはならないので，法の期待する処とは別の部分にあたり，逆に請求者が守られなければならないのに，本件不開示は極めて不当なのである。
- (4) 行政不服審査法（原文ママ）の中や法の中などでも，刑事収容施設の特権を濫用し，本来はクリーンな行政であらなければならない現実を，実際は職員の暴行などが横行する治外法権区域となっていて，それを是正する為の証拠を確保しようと開示請求を行うが，適用除外を用いて一切の開示に応じないなど，正義を逸脱しており，特定刑事施設Bの暴行発表での齋藤法務大臣の私見は至極当然であり，このような事は許されてならない。また，法の解釈は，原「令和4年11月1日付，行政保有個人情報開示請求及び求補正書に対する『回答書』」第4，求補正書に対する回答において，詳細しているとおりであるから参照されたい。